

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人兼被控訴人 国 外 1 名

被控訴人兼控訴人 大川原化工機株式会社 外 5 名

証拠説明書（12）

令和6年5月17日

東京高等裁判所第14民事部 御中

被控訴人兼控訴人ら訴訟代理人弁護士

高 田

剛



同

鄭

一

志



同

河

村

尚



同

我

妻

崇

明



同

以

元

洋

輔



同

山

城

在

生



同

坂

井

萌



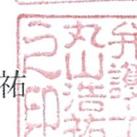
同

丸

山

浩

祐



上記当事者間の頭書事件における被控訴人兼控訴人ら提出の書証についての説明は、下記のとおりである。なお、原判決において定義された語句は、ことわりがない限り本書においても同一の意義を有するものとして用いる。

符号 番号	標 目	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨
甲185	大川原化工機 (株)らによる 中華人民共和 国向け生物兵 器製造転用可 能装置不正輸 出事件(外為法 違反)～噴霧乾 燥器「スプレー ドライヤ」～総 括」と題する文 書	令和2年 12月	警 視 庁 公 安 部 外 事 第 一 課	<ul style="list-style-type: none"> ・公安部が令和2年12月に本件事件を捜査機関として総括する文書を作成していたこと ・公安部による本件事件の捜査の端緒及び経過 ・本件事件の捜査の端緒は、平成29年3月8日、経産省の非常勤職員とCI STECの職員を兼務する者から得た、噴霧乾燥器の規制導入前の被控訴人会社とのやり取りに関する情報であって、「あってはならない場所」から噴霧乾燥器が見つかったことではないこと(5頁) ・本件各噴霧乾燥器が「あってはならない場所」から見つかった事実はないこと ・公安部が本件噴霧乾燥器1の最低温箇所を特定した経緯(12～16頁) ・公安部が、およそ110℃の乾熱を一定時間継続することで特定の芽胞菌を含む一般的な菌は死滅するとの菌の死滅実験の結果に基づき、本件各噴霧乾燥器の同型機を用いた温度実験において、最低温箇所が110℃以上を維持できることを目標として実験を行っていたこと(12頁、40頁) ・公安部が、亡相嶋について、噴霧乾燥器に関する技術では右に出る者がいないとされ、社長も一目置いている存在であると捉えていたこと(22頁) ・原審における■■■■警部の証言は、公安部自らによる本件事件の総括と整合しない点が散見され、全体として信用できないこと

甲186	録音記録 (DVD-R)	写し	令和元年 11月1日	被控訴 人島田	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年11月1日に行われた■■■警部補及び■■■巡査部長による被控訴人島田の取調べの内容及び被控訴人島田の供述内容 ・被控訴人島田が、同取調べにおいて、何度となく、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器は、CIPによる自動洗洗浄機能を備えたものと考えていた旨を供述していたこと ・■■■警部補が大川原化工機製の噴霧乾燥器について「この装置は完全に該当だ」と述べたのに対し、被控訴人島田が「なぜですか」と質問したところ、■■■警部補は「ハについては該当です」とだけ述べ、公安部による殺菌解釈（装置内部に残る細菌を一種類でも、全て死滅させること）について一切説明を行わなかったこと
甲187	録音反訳報告書	原本	令和6年 5月17日	弁護士 坂井萌	<ul style="list-style-type: none"> ・甲186の録音を反訳したもの ・令和元年11月1日に行われた■■■警部補及び■■■巡査部長による被控訴人島田の取調べの内容及び被控訴人島田の供述内容 ・被控訴人島田が、同取調べにおいて、何度となく、本件要件ハに該当する噴霧乾燥器は、CIPによる自動洗洗浄機能を備えたものと考えていた旨を供述していたこと ・■■■警部補が大川原化工機製の噴霧乾燥器について「この装置は完全に該当だ」と述べたのに対し、被控訴人島田が「なぜですか」と質問したところ、■■■警部補は「ハについては該当です」とだけ述べ、公安部による殺菌解釈（装置内部に残る細菌を一種類でも、全て死滅させること）について一切説明を行わなかったこと
甲188	被疑者弁解録取状況報告書 ドラフト（コメント付き）	写し	令和2年 3月25日	■■■警部補（本文部分）、 ■■■巡査部	<ul style="list-style-type: none"> ・被疑者弁解録取状況報告書（丙A125）のドラフトに、当該弁解録取の立会補助者であった■■■巡査部長がコメントを追記していた事実及びそのコメントの内容 ・被疑者弁解録取状況報告書の内容

			<p>長（コメント部分）</p>	<p>が、少なくとも以下の点において事実と異なること</p> <p>① 本件弁解録取書2について、 警部補は記載内容の読み聞かせを行っていないこと</p> <p>② 本件弁解録取書2への署名後に、被控訴人島田は「この署名はなしにしてください。」「この書類は処分してください。」とは言っていないこと</p> <p>③ 本件弁解録取書2への署名後に、被控訴人島田が「私が言ったところは訂正してくれていると思っていました。警察がまさかこんなことをするなんて・・・」と言っていたこと</p> <p>④ 本件弁解録取書3への署名後に被控訴人島田が、本件弁解録取書2について「私の目の前で処分していただかないと納得できません。」とは言っていないこと</p> <p>・ 巡査部長は、本件弁解録取書2の破棄に関して、本事件の検察官送致時に本件弁解録取書2を送致するつもりであれば、その時点（3月11日）で誤廃棄に気付くはずであり、3月25日になって報告書が作成されることは矛盾である（=はなから送致しないつもりであった）と感じていたこと</p>
--	--	--	------------------	--

以上